

「食事の切りつめも限界です」

「食事の切りつめも限界です」

原告の手記2

小田桐 雅子さん

(小樽市 35歳 子ども14歳)

4月から母子加算の減額による、保護費の減額は、冬季加算(11月～3月)の打ち切りに加えて私達の生活に大きく影響しました。

私には、中学3年の娘がいます。母子2人で暮らしています。私は、躁鬱病のため働けません。そのため生活保護を受けています。私は母子加算が廃止になることに強く反対します。中学から

佐藤 雅恵さん

(小樽市 42歳 子ども15歳・7歳)

4月から母子加算が減額され、冬季加算(11月～3月)の打ち切りに加えてとても苦しい生活をしています。私は、心臓病に鬱病を持っていて、仕事を出来る体ではありません。子供は、高校1年生と小学2年生の2人の子供がいます。

高校生の母子加算が今年から廃止になったことをこのたび初めてわかりま

川口 美幸さん

(札幌市手稲区 43歳
同居の子ども15歳・10歳)

私には、現在4人の子供がいます。男3人・女1人、長男29才、次男20才、三男15才、長女10才です。うち2人は、知的障害、三男は重度身体障害を持って生まれました。長男は、生後間もなく養護施設へ、現在は知的更生施設へ入所していますが、年2回盆、正月に帰省しています。

次男は、去年8月に知的更生施設へ入所しました。不定期ではありますが、帰省しています。

三男は、自ら歩行も移動も出来ず全介助を必要としています。私も腰椎ヘルニア、ストレス性不安障害で通院をしています。その為三男は、今年4月から訪問学級になり週3回自宅に先生が来て下さり、教育を受けています。今迄、私が入浴させていましたが、成長に伴って、私1人ではどうにもならない状況になったため、4月から入浴介助を受けています。

高校になるまでの一番お金がかかる時期に、今7,000円余カットになった時点で、すでに生活に支障を来しています。今の時期(5月)で言うと修学旅行です。持ち物を用意している段階ですが、大変です。塾にやつても月額25,000円はかかります。それでも全部ではないんです。塾にやる事も出来なくなります。さらに受験・入学になると考えるだけで不安で仕方がありません。

それだけでなく今年からは高校生の母子加算がすでに廃止だと分かりま

した。それに加えて、この4月から(15才以下の)母子加算が全面的になくなることも知らされてショックです。子供達には、日々お金がかかり、毎日がつらいです。子供が成長してくる中で、服も買ってあげたいけどなかなか出来なく、食べさせるだけで精一杯です。

どうして生活保護を受けている人は、一般の生活ができないのかなあと思います。母子加算の縮小・廃止をやめ、処分の取り消しを求めます。

10歳の娘も喘息を患っている為、1日2回の薬は欠かせない状況にあります。

平成12年2月から生活保護を受けて生活していますが、特別児童扶養手当、児童扶養手当、障害福祉手当、児童手当、手当の全てが収入と見なされ、わずかな余裕さえありません。

三男は、紙オムツを使用しています。現物支給分だけでは、足りない為買い足さなければなりません(生活費の中から)。

食費を切り詰めるにも、育ち盛りの子供がいる中で、限界に達しています。子供達の衣類なども必要に応じて買わなければならない時もある為、私の衣服など買える状況にありません。高学年になったら、教科書だけでは、勉強も成り立たない時期に入っていますが、一教科のドリルさえ買い与えてあげられない現状なのです。

今でさえ、突然の出費には、途方に暮れる現状なのです。母子加算廃止になったなら、どう生きていけば良いのでしょうか。弱い者だけが、我慢を強い

ました。来年、娘が高校へ行ったらどうなるんでしょう。高校の費用は出ると思いますが、今以上にお金がかかります。不安で一杯です。だから母子加算の縮小・廃止をやめ、処分の取り消しをもとめます。

七尾 真美さん

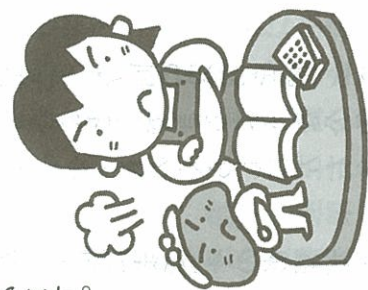
(札幌市中央区 31歳 子ども7歳)

現在住んでいるアパートは、ガレージの上であり、私も体調不良のため、10月中旬から4月中旬までストーブを使うので暖房費が冬季加算金では足りません。不足額は母子加算で補てきましたが、母子加算の減額は困ります。

伊藤 弘美さん

(札幌市中央区 44歳 子ども4歳)

4月も燃料代は12,000円かかりました。5月も1万円近くかかると思います。母子加算が減らされて困っています。



られています。贅沢な生活など望んでいる訳ではないのです、人並みで十分なのです。人間らしく、せめてわずかな楽しみがあつても今日をどう生きようか、明日は・・・という不安なく心のゆとりを持つ生活、どうか送らせては頂けないのでしょうか。

人それぞれ家族構成も違えば、置かれた状況も異なるのではないのでしょうか。あれもだめ、これもだめ、と言うだけでは何の解決にもならず、良くお話を聞いて頂きその人に合った状況に応じて柔軟に対応して頂ける事を強く要望します。

弱い者だけが、我慢を強いられ、母子加算が廃止になる事になったらどう生きていけば良いのか?これ以上切りつめようがありません。

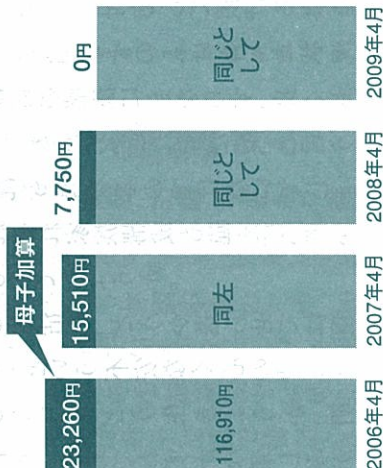
利を守らせましょう

この裁判は、生存権裁判と呼ばれています。全国で、すでに老齢加算の廃止、16歳〜18歳の子どもに係わる母子加算の廃止の裁判が100人以上の人達によって行われています。今回の私たちの裁判は、その一環です。

母子家庭のくらしを守る

裁判の目的は、まず、母子家庭のくらしを守ることです。母子加算が全廃されると、札幌市の七尾真美さん(母子2人世帯)の場合で、月約14万円の生活費(家賃・医療費以外)が図のように09年には、約12万円に減額になります。これでは、「くらしが成り立たない」と不安になるはず。厚生労働省は、母子加算廃止の理由を「母子家庭全体の平均的な所得層の消費水準を上回っている」としています。しかしワーキングプアと呼ばれる、働いても生活保護水準に届かない人達をつくりだしてきたのは政府自身ではありませんか。母子加算の縮小・廃止は、母子家庭のくらしをさらに悪くするだけでなく、国民全体のくらしをさらに引き下げることになるものです。今回の裁判で、この悪政にストップをかけましょう。

七尾真美さん(札幌市)の場合の生活扶助水準の変遷
(07年4月で31歳と7歳の2人世帯)



子ども達の成長を育む

母子家庭は低賃金労働のために、仕事を掛け持ちして身体を壊す例も珍しくありません。また、OECD(経済協力開発機構)によると、日本の母子家庭の子どもの約6割が貧困ライン(その国の平均的所得の半分)約

230万円)以下のくらしをしているという極めて衝撃的な事実が公表されました。子供にまで、その影響が及んでいるのです。

子供は日本の未来の担い手です。親のくらしに左右されなくて、健やかな成長を育むことができるような公的な支援制度が求められています。今回の裁判を通じて、改善させましょう。

生活保護制度の改善

本来生活保護制度は、母子家庭などのワーキングプアの人達に対して、まともなくらしができるように支援する制度のはずです。しかし、現実には、生活保護の申請もさせてもらえずに、餓死する事件や抗議の自殺などが起きています。ところが、ヨーロッパでは違っており、例

えばイギリスでは、くらしに困った人が気軽に生活保護を申請できるように郵便局に「申請用紙」が置かれているようです。今回の裁判を通じて、生活保護の人権侵害を正しましょう。

子どもに高等教育を保障することは、貧困の連鎖を止める上で重要な課題です。しかし、現在の生活保護制度では、最近やっとならば高校教育が認められるようになったばかりです。未だに、専門学校や大学は、認められていません。ヨーロッパのいくつかの国のように、大学教育まで低額で学べるような教育環境の整備を今回の裁判を通じて訴えていきましょう。

国民のくらしの最低保障を求める

全国で、生活保護水準以下でくらししている人達が、1千万人以上いると推計されています。低過ぎる年金水準、最低賃金水準が主な原因です。ところが、生活保護を受けている人は増加しているとはいえ約100万世帯にしかなっていません。生活保護の捕捉率の低さが問題になっています。日本では、生活保護の必要な人達の内1割〜2割程度しか保護を受給できていないと推計されています。ヨーロッパは違い、例えばドイツでは捕捉率9割といわれています。今回の裁判を通じて、貧困な社会保障制度の改善につなげましょう。

現在、国民の貧困と格差の広がりに対して、危機感を抱いている人達が、「反貧困」を合い言葉に立ち上がっています。こうした多くの人達と連帯して、国民のくらしの最低保障を確立するために奮闘しましょう。

人間らしく生きる権



生存権訴訟の現状

生存権裁判を支援する北海道の会 結成総会

140-170 16-61-